

# 令和7年度 豊田市立上鷹見小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

- ・ 教師は児童との触れ合いを密にし、心のつながりを大切にした学級・学校づくりをする。
- ・ 「いじめ対策委員会」を月に1度程度設定し、すべての教職員がどの児童にも共通の認識をもって、全校体制で児童一人一人の持つ悩みや不安を解決するよう支援する。
- ・ 職員会議後に「鷹見っ子を語る会」を行い、全教職員で児童の情報を共有する機会を設定する。
- ・ 児童に毎月、教育相談アンケートを実施し、6月・10月・1月に教育相談を実施する。児童だけでなく保護者にも教育相談アンケートを実施していじめや暴力の早期発見を図り、早期対応する。
- ・ 心の相談員による相談活動（1週間に3日程度）、スクールカウンセラーによる相談活動、パルクとよたによる相談活動などを保護者にも啓発し、児童・保護者がいつでもどこへでも相談しやすい体制を作る。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員だけが抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、教育相談主任、生徒指導主任、教育相談コーディネーターで構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等適切な専門家を加える。

職員会議後に「鷹見っ子を語る会」を行い、児童の学校生活の様子や気になる児童について共通理解を図るようにする。

### （1）「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
  - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
  - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知し、教職員の共通理解を図

る。

- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催時期

ア 毎月1回程度開催する。

イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて随時開催する。

ウ 議事録をとっておく。

(3) 「鷹見っ子を語る会」の実施

ア 職員会議後に行う。

イ 各学年から児童の学校生活の様子や気になる児童について報告し、全体で共通理解を図るようにする。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ア 毎月いじめアンケートを行い、教育相談を定期的（6月、10月、1月の年3回）に実施する。また、保護者にもアンケートを実施し、児童の小さなサインを多方面から見逃さないようにする。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりを進め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーによる児童全員との面談（5～6月）を実施し、専門的な知見をもとに児童一人一人に対するきめ細やかな対応ができるようにする。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り抜くという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パリエクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きない集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、隨時「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加え対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切且つ正確な情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（11月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修を受けて、校内でOJT研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上を図る。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者に配付するとともに、ホームページに掲

載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校いじめ防止 基本方針」の内容 の確認</li> <li>○アンケート項目の検討</li> <li>○教育相談主任研修 (いじめ対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談室やSCの児童、保護者への周知</li> <li>○学級開き、学年開き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ相談窓口の 児童、保護者への 周知</li> <li>○身体測定</li> <li>○「心のアンケート (いじめ)」毎月</li> </ul>
5月	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会 (アンケートと児童、教員の情報)</li> <li>○いじめ対応 (OJT研修)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○田植え（全校）</li> <li>○新入生歓迎会</li> <li>○SCとの全校面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> </ul>
6月	C ↓ A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報モラル指導Ⅰ（ネットモラル）</li> <li>○全校湿地学習会</li> <li>○SCとの全校面談</li> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談週間</li> <li>○身体測定</li> </ul>
7月	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> </ul>
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○中間評価→検証</li> </ul>		
9月	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み後集会</li> <li>○稲刈り（4、5年）</li> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○身体測定</li> </ul>
10月	A ↓ P	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談週間</li> </ul>
11月	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会</li> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者への学校評価アンケート</li> </ul>
12月	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> <li>○全教職員による 「取組評価アンケート」の実施→検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権週間（講話）</li> <li>○赤い羽根募金活動</li> <li>○情報モラル指導Ⅱ（ネットモラル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> </ul>
1月	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬休み後集会</li> <li><b>○心の授業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体測定</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談週間</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感謝する会（全校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心のアンケート」</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校関係者評価の 結果を検証し、「基 本方針」の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○6年生を送る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□文科省「生徒指導 上の諸問題調査」によるいじめ調査</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価委員会で 「自己評価」の評価を行う。</li> </ul>

通年	P へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内のいじめに関する情報の収集</li> <li>○対応策の検討</li> <li>○いじめに関する研修（随時）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集会における校長講話</li> <li>○道徳教育、体験活動の充実</li> <li>○分かる授業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康観察の実施</li> <li>○S Cによる相談</li> <li>○生活日記、ノート等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつ運動</li> <li>○登下校の見守り</li> </ul>
----	--------	---	---	---	---

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。